広島県告示第千八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年十二月三日までの間、縦覧に供する。

令和八年十一月十九日

広島県知事　横　田　美　香

一　道路の種類

一般国道

二　路線名

一九一号

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六六四番六地先から山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六五八番一〇地先まで	旧	七・〇〇～八・七〇	三五・二〇	
山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六六四番六地先から山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六五八番一〇地先まで	新	七・〇〇～八・七〇	三五・二〇	
山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六六四番六地先から山県郡安芸太田町大字津浪字下之原五九番一地先まで	新	八・五〇～三五・二〇	四二三・六〇	ダブルウェイ